

阿武隈川本宮左岸地区まちづくり懇談会規約

(趣 旨)

第1条 この規約は、「阿武隈川本宮左岸地区まちづくり懇談会」(以下「懇談会」という。)の設置について必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 この懇談会は、地域の意向に十分配慮し、関係する事業者の役割分担と連携のもとに阿武隈川本宮左岸地区のまちづくりと一体となった治水対策の計画検討を目的とする。

(組 織 等)

第3条 懇談会の委員は、目的を踏まえ、別表1の関係者により構成する。

2 懇談会には、別表2の関係者からなる作業部会をおき、必要事項の調整を行う。

3 懇談会の委員は、東北地方整備局福島河川国道事務所長が委嘱する。

(座 長)

第4条 懇談会に座長をおくこととし、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は懇談会の運営と進行を総括する。

(運 営)

第5条 懇談会は、座長が招集する。

(オブザーバー)

第6条 懇談会には、必要に応じてオブザーバーを置くことができる。

(公 開)

第7条 懇談会の公開方法については、懇談会で定める。

(事務局)

第8条 懇談会の事務局は、東北地方整備局福島河川国道事務所及び本宮市とする。

(雑 則)

第9条 この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、懇談会に諮って定める。

(施行規則)

附 則 この規約は、平成19年10月22日から施行する。

別表 1

日本大学工学部土木工学科教授 長 林 久 夫
本宮市区長会連絡協議会長
本宮商工会長
㈱M o t . C o mもとみや代表取締役
阿武隈川本築堤早期実現期成同盟会長
本宮市長
本宮市議会議長
福島県県北建設事務所長
国土交通省福島河川国道事務所長
ただし、長林教授以外は開催時期にその職にあるものとする。

別表 2

本宮市産業建設部長
本宮市建設課長
福島県県北建設事務所事業部長
福島県県北建設事務所事業部都市・施設グループ課長
国土交通省福島河川国道事務所 副所長
国土交通省福島河川国道事務所 建設専門官
国土交通省福島河川国道事務所 工務第一課長
国土交通省福島河川国道事務所 調査第一課長
国土交通省福島河川国道事務所 河川管理課長
国土交通省福島河川国道事務所 郡山出張所長
ただし、開催時期にその職にあるものとする。